

第 4 回検討会の議論の概要
(第 5 回における論点関係)

※個別事案に関する御意見は除く

【長期間の過重業務：拘束時間】

- (基準の具体化について) 拘束時間が問題になる事例はかなり業種が限られると思われ、そこで時間まで決めるとするのはなかなか難しい。(西村先生)

【長期間の過重業務：出張】

- 前回ジェットラグ等の移動を含めたストレスの話をしたが、現行の文言でも網羅されていると思う。1つ懸念するのは、長時間の飛行機の移動とエコノミークラス症候群で、肺梗塞が最近多く、そのようなケースにおいてはおそらく時間は定量的に評価できると思う。搭乗の回数、移動時間、移動距離、搭乗時間等で評価が可能かと思う。ただ、表現としてはこのぐらいの文言で十分に意味するところは通じていると思う。(野出先生)
- 就業場所に関して、出張と作業環境で評価するしかないというところが課題なのではないか。就業場所が不規則であるとか、出先の就業が続くことに一定の負荷があると考えるのであれば、出張とは別の形でとらえ直す必要があるのではないか。(水島先生)
- 貨物運送業の方が常態として長距離移動することについては、それが本来の業務であるので、心理的な負荷が大きいとか、肉体的な負荷が大きいとかで評価すべきという気がした。(嵩先生)
- 御意見の多くは、現行の検討の視点で大体評価すべきものは示されているのではないかとということと、出張の概念を整理する必要があるということと
思う。(磯先生)

【長期間の過重業務：精神的緊張】

- 精神的な緊張とは、当時の個々の事象を包括する言葉として出てきたと思う。ここ数年の働く人における精神的、心理的なストレスやそれへのばく露

は、心理的負荷という言葉である程度共通語になってきており、精神的な緊張を心理的負荷と言い換えることはいいと思う。（高橋先生）

- 精神的な緊張を伴う業務と、心理的負荷を伴う業務を並列で表現することも一つの案と考えたが、心理的負荷に精神的ストレスを含めるということであれば、表現を改めるということで結構だと思う。（野出先生）
- 長期間の過重業務については、精神的緊張を心理的負荷とすることはよろしいと思う。（高田先生）

【長期間の過重業務：温度環境】

- 熱中症以外にも高温のばく露というのは、脱水による循環器病の発症として、リスクとして考えていくべきだと思うので、寒冷と高温というのは並列して記載するのが妥当。（野出先生）
- 暑熱は循環器における労災の原因として、しっかり書いていいと思う。（豊田先生）

【長期間の過重業務：騒音】

- 現行の検討の視点を修正する根拠は、特段多くないように思う。（高橋先生）
- 騒音性難聴と同様に騒音の程度やばく露時間を負荷として考えており、一般的にこれを評価すれば、騒音として、人体に加わっている負荷を判定できるだろうという観点で書かれていると思う。（高田先生）
- 現状の形で、プラスアルファの新しいエビデンスは入れられないということでもよろしいかと思う。（磯先生）

【長期間の過重業務：時差】

- （5時間の根拠について）睡眠リズムの研究で、時差が4～5時間ぐらいを超えてしまうと適応ができにくいことから基準とされたものとする。（高橋先生）
- 疫学的なデータで5時間というのがあれば、これでいいと思う。私は体内時計の研究もしているが、内的な時計遺伝子が外的時間に対応してシフトす

る位相は4時間であることから、外的なリズム異常に環境適応するのは4時間が限度なので、5時間というのは、体内時計遺伝子の観点からみるとリズムナブルかと思うが、疫学的なデータで5時間というのがあれば、それで妥当だと思う。（野出先生）

- 出張とは別に時差だけを取り上げて記載する必要があるかどうか。（豊田先生）
- 出張に慣れたビジネスマンであれば飛行機に乗った途端に睡眠剤なりを飲んで寝てしまったり、メラトニンを処方するとかいろいろな方法があるので、時差の影響がなかなか区別できないということがあるかと思う。（磯先生）
- 時差だけを取り上げるというよりは、出張の多い業務を見直す中で、時差も取り扱う方がいいかもしれない。（高橋先生）